

令和6年1月25日

令和5年度第10回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第10回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第2号 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について
- 第3号 松本市学校給食実施規則の一部改正について
- 第4号 松本市あがたの森文化会館の臨時休館について
- 第5号 視聴覚資料貸出の見直しについて
- 追加 第6号 (仮称)松本市発達障がい児等の支援に関する条例(案)について【非公開】

[報告]

- 第1号 学校施設LED化事業について
- 第2号 国宝松本城天守耐震対策の検討状況について【非公開】

[その他]

教育委員会資料
6. 1. 25
学校教育課

## 議案第 1 号

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

### 1 趣旨

松本市公共施設案内・予約システムに学校施設を追加することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

### 2 主な改正内容

別表（第3条関係）システム対象施設に「松本市立小学校、中学校条例第2条に規定する施設。ただし、分校を除く。」を加える。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和6年3月1日

担当 学校教育課 学校施設担当 課長 丸山 文晴 電話 33-9847
--

新旧対照表

改正前	改正後					
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="178 344 798 443"> <tr> <td data-bbox="178 344 798 398">システム対象施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 398 798 443">1～6 「略」</td> </tr> </table>	システム対象施設	1～6 「略」	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="829 344 1442 573"> <tr> <td data-bbox="829 344 1442 398">システム対象施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 398 1442 443">1～6 「左同」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 443 1442 573">7 松本市立小学校、中学校条例（昭和39年条例第38条）第2条に規定する施設。ただし、分校を除く。</td> </tr> </table>	システム対象施設	1～6 「左同」	7 松本市立小学校、中学校条例（昭和39年条例第38条）第2条に規定する施設。ただし、分校を除く。
システム対象施設						
1～6 「略」						
システム対象施設						
1～6 「左同」						
7 松本市立小学校、中学校条例（昭和39年条例第38条）第2条に規定する施設。ただし、分校を除く。						

教育委員会資料
6. 1. 25
学校教育課

## 議案第 2 号

### 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について

#### 1 趣旨

松本市公共施設案内・予約システムに学校施設を追加することに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

#### 2 主な改正内容

第2条第1項中「松本市学校施設使用許可申請書（様式第1号）の次に「又は様式第1号の2」を加え、「に必要事項を記載し」を「を」に改め、同条第2項中「松本市学校施設使用許可書（様式第2号）」の次に「又は松本市学校施設使用許可書兼領収書（様式第2号の2）」を加える。

#### 3 新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和6年3月1日

担当 学校教育課 学校施設担当 課長 丸山 丈晴 電話 33-9847
--

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による許可の申請は、使用前3日までに松本市学校施設使用許可申請書(様式第1号)に<u>必要事項を記載し</u>教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による許可の申請は、使用前3日までに松本市学校施設使用許可申請書(様式第1号又は様式第1号の2)を<u>教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 教育委員会は、前項の使用許可をしたときは、申請者に松本市学校施設使用許可書(様式第2号)を交付する。</p>	<p>2 教育委員会は、前項の使用許可をしたときは、申請者に松本市学校施設使用許可書(様式第2号)又は使用許可書兼領収書(様式第2号の2)を交付する。</p>
<p>3 「略」</p>	<p>3 「左同」</p>



## 松本市学校施設使用許可書兼領収書

年 月 日

氏名  
郵便番号  
住所

電話番号  
登録番号

下記のとおり許可します。

松本市教育委員会

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
<b>【使用上の注意】</b>		使用料合計		
1 使用物件を損傷したときは、市長の指示を受けてすみやかに復旧してください。 2 許可を得ないで使用の目的を変更しないでください。 3 使用中他に損害を及ぼすおそれのあるとき又はこの許可書の条項に違反したとき、その他教育委員会が必要と認めたときは、許可の取り消し又は変更を命ずることがあります。この場合使用者はこれを拒むことができません。また、これについて損害賠償を要求することは、できません。 4 使用料は返還しません。ただし、避けることのできない理由により使用不能又は使用を中止したときはこの限りでは、ありません。 5 使用後は、すみやかに原形に復し、学校長の検収を受けてください。				

徴収金額		円	領収印
内訳	施設使用料	円	
	備品使用料	円	
	調整額	円	
	加算減免額	円	
	入金済み額	円	

議案第 3 号

松本市学校給食実施規則の一部改正について

1 趣旨

学校給食費の改定及び学校給食の申込みに係る手続方法の見直しに伴い、松本市学校給食実施規則の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正の内容

- (1) 令和6年2月からの学校給食費1人1日あたりの金額を改正するもの  
(別表(第7条、第11条関係))

区 分	金 額	⇒	区 分	金 額
小学校	290円		小学校	312円
中学校	340円		中学校	372円

- (2) 学校給食の申込み方法等について現状に即した内容に変更するもの  
(3) 市長が特に必要があると認めるとき、給食費の全部又は一部を減額することができるように変更するもの

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行期日

令和6年2月1日

担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	45-1120



学びに、遊びや体験を。



## 松本市学校給食実施規則(令和元年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市学校給食実施規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年8月29日 教育委員会規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和3年3月26日教育委員会規則第11号 令和4年3月24日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。</p> <p>(2) 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(4) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。</p> <p>(実施期間及び回数)</p>	<p>○松本市学校給食実施規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年8月29日 教育委員会規則第2号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和3年3月26日教育委員会規則第11号 令和4年3月24日教育委員会規則第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。</p> <p>(2) 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。</p> <p>(3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(4) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。</p> <p>(実施期間及び回数)</p>

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、月ごとの学校給食の実施計画を給食を実施する月の前々月の初日までに教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定により学校給食の実施計画を提出した後、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要が生じたときは、中止しようとする日の原則10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。ただし、学校長は、10日前までに提出できないやむを得ない事情があるときは、学校給食を中止する必要が生じた後、直ちに届け出るものとする。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。
- (3) その他学校給食を実施することが困難又は不相当と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学校給食の全部又は一部を中止したことにより児童等又は保護者に生じた損害については、その賠償の

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、月ごとの学校給食の実施計画を給食を実施する月の前々月の初日までに教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定により学校給食の実施計画を提出した後、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要が生じたときは、中止しようとする日の原則10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。ただし、学校長は、10日前までに提出できないやむを得ない事情があるときは、学校給食を中止する必要が生じた後、直ちに届け出るものとする。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。
- (3) その他学校給食を実施することが困難又は不相当と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により学校給食の全部又は一部を中止したことにより児童等又は保護者に生じた損害については、その賠償の

責を負わない。

(学校給食の申込み)

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て、市長に提出するものとする。

2 申込書の提出の効果は、児童等が当該小中学校に在籍している限り継続するものとする。

3 申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなし、申込書に規定する学校給食費を滞納した場合における関係部署への照会の同意及び松本市長から支給を受ける児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出に係る規定を除き、当該保護者に対しこの規則の規定を適用するものとする。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条の規定により定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収するものとする。

責を負わない。

(学校給食の申込み)

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を~~当該小中学校の学校長を経て、~~市長に提出するものとする。

2 申込書の提出の効果は、児童等が当該小中学校に在籍している限り継続するものとする。

3 申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなし、申込書に規定する学校給食費を滞納した場合における関係部署への照会の同意及び松本市長から支給を受ける児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出に係る規定を除き、当該保護者に対しこの規則の規定を適用するものとする。

4 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による申込みを行うときは、書面に代えて、当該申込書に掲げる情報を電磁的記録により市長に提出することができる。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条の規定により定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収するものとする。

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受ける児童等の3月末日を納期限とする給食費は、当該児童等の保護者が2月までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速やかに還付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受け、当該年度中に転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転入転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転入転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速や

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受ける児童等の3月末日を納期限とする給食費は、当該児童等の保護者が2月までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速やかに還付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受け、当該年度中に転校その他の理由により年度中途から学校給食の提供を受けなくなる児童等の学校給食の提供を受けなくなる月の末日を納期限とする給食費（以下「転入転校等児童等最終給食費」という。）は、当該児童等の保護者が学校給食の提供を受けなくなる日までに納入した額と前条の規定により定める額に当該児童等が現に学校給食の提供を受けた給食実施日数を乗じて得た額との差額を徴収し、又は還付するものとする。この場合において、転入転校等児童等最終給食費を既に徴収しているときは、当該差額を速や

かに還付するものとする。

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、5月から翌年3月までの各月の末日(12月については、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減額等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の提出があった場合は、給食費を減額することができる。

- (1) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。)以上欠席をしたとき。
- (2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない

かに還付するものとする。

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、5月から翌年3月までの各月の末日(12月については、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減額等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の提出があった場合は、給食費を減額することができる。

- (1) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。)以上欠席をしたとき。
- (2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、給食費の全部又は一部を減額することができる。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない

ない。

2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から前条までの規定を準用する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月26日教育委員会規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条、第11条関係)

区分	給食費の額(1人1日につき)
小学校	290円
中学校	340円

ない。

2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から前条までの規定を準用する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和3年3月26日教育委員会規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条、第11条関係)

区分	給食費の額(1人1日につき)
小学校	312円
中学校	372円

## 議案第 4 号

## 松本市あがたの森文化会館の臨時休館について

## 1 趣旨

重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂耐震対策工事完了による事務室等の移転に伴い、臨時休館することについて協議するものです。

## 2 臨時休館日

令和6年3月19日（火）

## 3 移転の作業内容

- (1) 1-4会議室から文化会館事務室へ、什器、書類のほか電話設備や消防用設備を移設し、事務室機能を移転します。
- (2) 移転作業経路が館内廊下であるため、休館日である3月18日（月）と19日（火）に作業を行い、施設利用者の安全を確保するものです。
- (3) 同日に図書館により、1-5会議室及び1-5付属室から図書館作業室、図書室（児童書・一般書）へ移転作業が行われる予定です。

## 4 周知方法

松本市ホームページ及び松本市あがたの森文化会館ホームページへ掲載します。

担当	生涯学習課
課長	石川 善啓
電話	32-1812

## 議案第 5 号

## 視聴覚資料貸出の見直しについて

## 1 趣旨

図書館利用者の利便性向上を図るため、視聴覚資料（CD・DVD・ビデオ）の貸出点数・期間を見直しすることについて協議するものです。

## 2 見直しの理由

近年、視聴覚資料の貸出数が増加しており、資料購入数を増やし対応していますが、利用者から貸出点数の上限増加や貸出期間の緩和について要望をいただいているため、利用条件を見直しするものです。

## 3 経過

H 7.	5	CD貸出開始
9.	9	CDの貸出を、1回あたり5点、貸出期間1週間までに定める
14.	4	ビデオ貸出開始（1回あたり1点、貸出期間1週間まで）
20.	10	DVD貸出開始（1回あたり1点、貸出期間1週間まで）
31.	4	DVD・ビデオの1回あたりの貸出点数上限を3点、 視聴覚資料の貸出期間を2週間まで （同じ資料を続けて借りることはできない）に変更

## 4 見直し内容

- (1) DVD・ビデオの貸出点数  
1回あたりの貸出上限点数を、3点から5点に変更
- (2) 視聴覚資料の貸出期間  
同じ資料を続けて借りることができるように変更（最長4週間まで）

## 5 実施予定

令和6年4月1日

## 6 その他

- (1) 実施にあたり、松本市図書館条例施行規則を改正します。
- (2) 図書館ホームページ、公式SNS（フェイスブック、X）で周知を行います。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

## 報告第 1 号

## 学校施設LED化事業について

## 1 趣旨

令和6年度から学校照明設備をLED照明に更新することについて、報告するものです。

## 2 事業目的

学校施設において照明設備のLED化を進め、子どもたちの学習環境を改善するとともに、電気使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の抑制を図るものです。

## 3 事業計画

- R 6 体育館、柔剣道場：小学校13校、中学校10校
- 7 校舎：中学校9校
- 8 校舎：小学校8校
- 9 校舎：小学校5校
- 10 校舎、体育館：小学校6校、中学校2校

## 4 事業手法

賃貸借契約により実施することとし、初年度に工事、次年度から6年間を賃貸借期間とします。

契約満了後は、市に無償譲渡されます。

## 5 その他

本事業とは別に、小学校9校、中学校5校は、長寿命化改良事業等の大型建設工事でLED化を進めます。

## 6 今後の予定

次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当

学校教育課 学校施設担当

課長 丸山 丈晴

電話 33-9847